

桑野社労士&FP事務所だより

令和2年7月10日

第124号

〒614-8034 京都府八幡市八幡舞台 34 番地の 17

TEL 075-874-4629 FAX 075-874-4630

HP : www.kuwano.biz、E-mail : kuwano@cosmos.ocn.ne.jp

年金加入者拡大、働いても年金減額なし、加入年齢延長などの 年金制度改革法案が成立しました

今国会で、「年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する法律」が、成立しました。

短時間労働者などへの適用拡大

短時間労働者への適用拡大は、平成28年10月から次の条件で行われています。そして、平成29年4月からは、労使の合意があれば500人以下の企業でも1~4の要件を満たせば、適用可能となっています。

1. 週労働時間が20時間以上である
2. 雇用期間が1年以上見込まれる
3. 賃金の額が月額8.8万円以上である
4. 学生でない
5. 500人超の企業

そして、今回の改正によって、現行の「500人超」という企業規模要件が、令和4年10月から「100人超」に、令和6年10月から「50人超」になります。

短時間労働者の勤務期間要件の短縮

現行の「雇用期間が1年以上見込まれる」から、「2か月超」となります。なお、週労働時間が20時間以上と賃金の額が月額8.8万円以上は、変わりません。

これまで扶養認定基準(130万円)と被用者保険適用基準(106万円)が問題となっていました。今回の措置で厚生労働省は、被用者保険適用基準(106万円)を超えると給付が増えて、保険料も労使折半で12,500円で、国民年金第1号と国民健康保険料22,300円より安いと試算しています。また、年末に“年収を調整する”という問題が生じないとしています。一方、企業の負担は、短時間被保険者ひとり当たり年額24.5万円(月額2万円)と試算しています。



法律・会計事務を扱う個人事業所は適用

現在、強制適用事業所は、法人、法定16業種、常時5人以上の従業員を使用するものになっています。

今回の改正で、常時5人以上の従業員を使用する弁護士・税理士・社会保険労務士等の法律・会計事務を取り扱う土業の個人事業所を、適用業種に追加します。ただし、個人事業所の場合は、個人事業主本人は被保険者となれません。

在職老齢年金支給停止基準額を引上げ

現在の在職老齢年金の支給停止基準額は、60~64歳の場合は28万円、65歳以上が47万円です。そして、現在の賃金と年金の合計額は26~28万円となっている者が多く、年金受給者の67万人・55%が支給停止の対象となっています。なお、47万円以上である支給停止者は21万人・17%となっています。

今回の措置によって、“働くのは損だ”という問題が、大部解消されそうです。

在職定時改定の導入

現在、老齢厚生年金の受給権を取得した後に就労した場合、資格喪失時(70歳到達時)に、受給権取得後の被保険者期間を加えて、老齢厚生年金の額を改定しています。今回の改正で、65歳以上の方は、在職中から年金額の改定を毎年行い、早期に年金額を増額することになりました。

年金受給開始時期の選択肢の拡大

現在、公的年金の受給開始時期は、60~70歳の間で自由に選ぶことができます。今回の改正によって、これが、60~75歳に拡大されます。個人の人生設計や選択権はありますが、75歳まで繰り下げれば、84%の増額となります。(裏面に続く)

労働基準法 22

仕事中のケガ

仕事上や通勤によるケガや病気、障害、死亡等は、労災保険法が適用されます。労災保険はあらゆる事業場で強制適用され、そこで働く従業員は全て自動的に被保険者になります。したがって、会社が手続きを忘れていたとか、私はアルバイトだからといった一切の事情とは関係なく、労災に対する補償は受けられます。すなわち、人を雇ったら、必ず労災には加入しなければなりません。

労災認定の2つの基準

工作中又は通勤中の事故や病気が労働災害か否かは、2つの基準があります。ひとつ目は業務遂行性といって、その事故や病気が事業主の指揮命令下の仕事の中であったかどうかです。二つ目は業務起因性といって、その事故や病気が業務との関係性があるか否かです。これらの認定は、労働基準監督署が行います。そして、労災が認められれば、次のような給付が受けられます。

名称	補償内容
療養補償給付	ケガや病気の治療が無料で受けられます。建替払いした場合は、その代金は後日支給されます。
休業補償給付	労災療養のため休業し、賃金がもらえない場合、平均賃金の80%(特別支給金を含む。)が補償されます。
障害補償給付	体に障害が残った場合は、その程度によって年金か一時金が支給されます。
遺族補償給付	労災で死亡した場合、遺族に支給されます。
葬祭料	葬儀を行う人(通常は遺族)に、一時金が支払われます。
傷病補償年金	治療を開始して1年半が経過をし、なお一定の障害がある場合は、年金が支給されます。
介護補償給付	障害又は傷病補償年金を受けており、介護が必要な場合に、支給されます。

なお、労災休業期間(通勤災害は除く。)とその後30日間は、労働者を解雇することは禁止されています(労働基準法第19条)。

会社には安全配慮義務がある

労災には労働保険の補償がありますが、事故の未然防止が何よりも大切なことは、いうまでもありません。事業主には安全配慮義務(=事故防止に努める義務)が

あり、この義務を怠ったために労働者が損害を被ったときは、損害を賠償する義務を負うことになります。

最近では、身体的な危害に加え、過労自殺などの精神衛生面が問題となっており、心身両面にわたる具体的な配慮が必要となっています。そして、平成20年3月に施行された労働契約法第5条で、「使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体などの安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする。」と、安全配慮義務が条文化されました。仕事上の危険排除にあらゆる努力を尽くしたことを、会社が証明できなければ、債務不履行責任(民法第415条)が問われることになります。



と、安全配慮義務が条文化されました。仕事上の危険排除にあらゆる努力を尽くしたことを、会社が証明できなければ、債務不履行責任(民法第415条)が問われることになります。

(次号に続く)

事務所からひとこと

新型コロナウイルス感染への非常事態宣言は、4月7日に発令され、5月25日に解除になった。また、6月20日からは府県をまたいだ移動も解禁に。この間の、マスク着用、手洗い励行、3密を避ける、外出自粛など、これまでに無い取り組みをしてきました。これからも、2派3派に備えて、withコロナの「新しい生活」が求められています。

マスクと手洗い 手洗いは今後も続けていけそうだが、夏場のマスクはどうなんだろう。もともと人と近づかなければ必要は無いので、なるべく人と近づく機会を少なくするようにしよう。

3密の回避 非常事態宣言以降、対面での会議や集会は中止になり、リモート会議の花盛り。これは当面続きそう、スポーツ観戦・芸能関係の催しの様子を見ながら、変化をしていきそうに思う。少人数での会議なら、リモート会議で十分だし、移動時間がない分だけ効率的だ。

外出自粛 6月20日の府県をまたいだ移動の解禁日の京都から滋賀への自動車は通常の混雑ぶりだった。問題は、外出先で3密をどう避けるかだろう。そして、テレワークができる部署は今後も進んでいくものと思われる。考えてみれば、従業員が集まる会社という場所を確保し、満員電車で通勤に時間をかけというのは、ある種無駄である。新型コロナウイルスへの特効薬とワクチンができるまで、試行錯誤は続くのだろう。